平成２２年（フ）第２６７号
兵庫県伊丹市鴻池１丁目２番４―Ｂ127号
債務者　中野　芳行
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２７１号
兵庫県川西市けやき坂３丁目９番地の13
債務者　松本　美恵
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２８５号
兵庫県伊丹市伊丹４丁目７番１―906号
債務者　喜島　綾子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５３４号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目33番５号
債務者　比嘉美恵子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５１号
愛媛県松山市山越３丁目18番18号　２Ｆ
債務者　山内　雅人
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４３号
愛媛県今治市伯方町有津甲107番地、前住所
愛媛県今治市伯方町有津甲767番地１、前々住所大阪府東大阪市東鴻池町５丁目５番40号
債務者　寺澤　俊哉
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第６９号
愛媛県宇和島市宮下甲1600番地７　梅ノ木団地２号
債務者　吉田　明子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第７０号
愛媛県宇和島市宮下甲1600番地７　梅ノ木団地２号
債務者　吉田　　充
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第５８９号
北九州市小倉南区沼緑町１丁目11番23―203号
債務者　小田和嘉子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５９０号
北九州市小倉北区木町１丁目４番24―1003号
債務者　宮川うらら
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６８１号
福岡県中間市蓮花寺３丁目10番22号
債務者　岩﨑奈津美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９９号
福岡県田川郡香春町大字柿下747番地４
債務者　成瀬　有沙
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６７号
佐賀県唐津市厳木町本山180番地141
債務者　溝上ムツ子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３５０号
大分県別府市大字鶴見4075番地の29
債務者　豊田　恵己
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３６１号
大分市大字神崎14番地の２西大分ビルⅡ502
債務者　山口　朋恵
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２５号
大分県速見郡日出町大字大神2037番地２
債務者　梅田　　学
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
大分県杵築市大字八坂2567番地
債務者　中野　　宏
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
大分県佐伯市常盤西町８番10号　コーポ神田101号
債務者　東野　光春
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係